

## 平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

| 契約名称及び内容               | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地   | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所              | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由   | 予定価格        | 契約金額                   | 落札率     | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------|------------------------------|-----------|--------------------------------|---|-------------|------------------------|---------|----------|--|----------------------|----|
| 個人信用情報の利用              | 理事長 島田精一<br>東京都文京区後楽1-4-10   | 平成22年4月1日 | 株式会社日本信用情報機構<br>東京都千代田区神田多町2-1 | 会計規程第25条第1項<br>本件は、機構における融資審査のために個人信用情報を取得するものである。消費者金融、信販会社及びその他金融業者からの借入情報を取得できる個人信用情報機関は、同社のみであるため、唯一の契約相手方である同社と随意契約したものである。  | 24,217,200  | 照会費用<br>94.5円/件ほか      | 100.00% | -        | 融資審査のために個人信用情報を取得するものであるが、当該サービスの提供元が契約相手方のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。  | 12                   |    |
| 個人信用情報の利用              | 理事長 島田精一<br>東京都文京区後楽1-4-10   | 平成22年4月1日 | 全国銀行協会<br>東京都千代田区丸の内1-3-1      | 会計規程第25条第1項<br>本件は、機構における融資審査のために個人信用情報を取得するものである。全国銀行協会加盟の金融機関すべて(都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等)の借入情報を取得できる個人信用情報機関は、同社のみであるため、唯一の契約相手方である同社と随意契約したものである。  | 135,885,000 | 照会費用<br>294円/件ほか       | 100.00% | -        | 融資審査のために個人信用情報を取得するものであるが、当該サービスの提供元が契約相手方のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。  | 12                   |    |
| 日本司法書士会連合会報酬請求書とりまとめ業務 | 理事長 島田精一<br>東京都文京区後楽1-4-10   | 平成22年4月1日 | 日本司法書士会連合会<br>東京都新宿区本塩町9-3     | 会計規程第25条第1項<br>独立行政法人への移行により、旧公庫名義の住宅ローン完済等に伴う抵当権抹消等登記を行う際に、抵当権の移転登記が必要となっている。本件は、司法書士に移転登記を依頼したことにより生じる報酬請求書の取りまとめ等業務を、司法書士が所属している司法書士会に委託することが効率的であるため、同会と随意契約したものである。  | 139,356,000 | 420円/件                 | 100.00% | -        | 本件は、司法書士に移転登記を依頼したことにより生じる報酬請求書の取りまとめ等業務である。すべての司法書士と迅速かつ緊密な連携がとれるのは司法書士の入会が義務付けられている司法書士会(司法書士法第57条)のみであり、同社と随意契約したものである。   | 19                   |    |
| 債権管理回収業務委託             | 理事長 島田精一<br>東京都文京区後楽1-4-10   | 平成22年4月1日 | 株式会社住宅債権管理回収機構<br>東京都新宿区水道町3-1 | 会計規程第25条第1項<br>独立行政法人住宅金融支援機構への移行にあたり、財団法人公庫住宅融資保証協会から権利・義務を包括承継したが、その際に、旧保証協会と契約相手方との間で締結された求償権の管理回収業務に係る業務委託契約も承継したため、旧保証協会時に契約相手方に委託していた本業務を引き続き委託する必要があること、また、一旦委託した債務者に対する管理回収業務は、同一の者が行った方が効率的であると考えられることから、同社と随意契約したものである。 | 666,519,000 | 競売申立手数料<br>42,000円/件ほか | 100.00% | -        | 独立行政法人住宅金融支援機構への移行にあたり、財団法人公庫住宅融資保証協会から権利・義務を包括承継したが、その際に、旧保証協会と契約相手方との間で締結された求償権の管理回収業務に係る業務委託契約についても承継したことにより、旧保証協会時に契約相手方に委託していた業務を引き続き委託する必要があること、また、一旦委託した債務者に対する管理回収業務は、同一の者が行った方が効率的であると考えられることから、同社と随意契約したものである。 | 19                   |    |
| 郵便振替用紙による振込手数料         | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 株式会社ゆうちょ銀行<br>東京都千代田区霞が関1-3-2  | 会計規程第25条第1項<br>機構団体信用生命保険特約制度を利用する顧客との間の約款において、特約料の払込方法を預金口座振替又は郵便振替と定めている。郵便振替のサービスを提供しているのは契約相手方のみであることから、同社と随意契約したものである。   | 4,700,000   | 120円/件ほか               | 100.00% | -        | 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。   | 19                   |    |

| 契約名称及び内容                 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地   | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                          | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由   | 予定価格            | 契約金額                         | 落札率     | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------|------------------------------|-----------|--|---|-----------------|------------------------------|---------|----------|---|----------------------|----|
| 平成22年度立命館大学大学院公開講座への派遣研修 | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 学校法人立命館<br>京都府京都市中京区西ノ京朱雀1                 | 会計規程第25条第1項<br>本件は、金融・証券分野において高い専門性を有する人材を育成するため、特定の公開講座に職員を参加させるものである。<br>当該講座は、立命館大学によるもの以外には見当たらないことから、同社と随意契約したものである。   | 3,075,000       | 534,000                      | 17.37%  | -        | 当該講座は、立命館大学のみで開講されていることから、随意契約によらざるをえないものである。   | 12                   |    |
| 事務所賃借                    | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 株式会社横浜銀行<br>神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1           | 会計規程第25条第1項<br>すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。   | 契約当事者間の約定により非公表 | 契約当事者間の約定により非公表              | ---     | -        | すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。  | 5                    |    |
| 金融情報サービスの利用              | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | トムソン・ロイター・マーケティング株式会社<br>東京都港区赤坂5-3-1      | 政府調達規程第11条第2号<br>本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。<br>機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要がある。当該情報の情報提供者が限られること、加えて、デリバティブ取引を実施するために使用している金融管理サポートシステム(FMSS)に用いる市場データは、同社より取得していることから、同システムを管理・運用する上で当該情報の入手が可能な同社と随意契約したものである。 | 18,447,660      | 18,412,380                   | 99.81%  | -        | 機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要がある。当該情報の情報提供者が限られること、加えて、デリバティブ取引を実施するために使用している金融管理サポートシステム(FMSS)に用いる市場データは、同社より取得していることから、同システムを管理・運用する上で当該情報の入手が可能な同社と随意契約したものである。 | 12                   |    |
| 本店ビルにおける熱需給              | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 東京下水道エネルギー株式会社<br>東京都中央区新富1-7-4            | 会計規程第25条第1項<br>本店ビルにおける冷暖房については、ビル竣工時より後楽1丁目地区の地域冷暖房を使用しており、平成22年度も引き続き熱需給契約を締結するが、後楽1丁目地区において当該熱需給供給を行う事業者は、東京下水道エネルギー株式会社1社であることから、同社と随意契約したものである。  | 96,000,000      | 冷水401.1円<br>(1MJ/hあたり)<br>ほか | 100.00% | -        | 本店ビルのある地区において当該熱需給供給を行う事業者は、同社のみであることから随意契約によらざるをえないものである。  | 19                   |    |
| 金融情報サービスの利用              | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 株式会社QUICK<br>東京都中央区日本橋室町2-1-1              | 会計規程第25条第1項<br>本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が発行する債券のディスクロージャの一環として、機構は同社に情報提供し、同社はこれを加工しサービス提供している。機構が債券発行のために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから随意契約したものである。   | 5,884,200       | 5,884,200                    | 100.00% | -        | 機構が債券発行のために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから、同社と随意契約したものである。  | 12                   |    |
| ナビダイヤル利用料                | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社<br>東京都千代田区内幸町1-1-6 | 会計規程第25条第1項<br>提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。   | 13,837,860      | 利用料金<br>47,565円/月ほか          | 100.00% | -        | 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるをえないものである。  | 8                    |    |
| 金融情報サービスの利用              | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | ブルームバーグ・エネルギー・ピー<br>東京都千代田区丸の内2-4-1        | 会計規程第25条第1項<br>本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。<br>機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要がある。当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。   | 11,408,670      | 11,408,670                   | 100.00% | -        | 機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要がある。当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。   | 12                   |    |

| 契約名称及び内容            | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地   | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                           | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由  | 予定価格                | 契約金額                | 落札率     | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------|------------------------------|-----------|---|--|---------------------|---------------------|---------|----------|---|----------------------|----|
| 金融情報サービスの利用         | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | トムソン・ロイター・<br>マーケッツ株式会社<br>東京都港区赤坂5-<br>3-1 | 会計規程第25条第1項<br>本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。<br>機構が発行する債券のうちMBSとSBについては、債券市場から資金を調達している。必要な資金を確実に調達する上では、債券市場における機構の起債運営に対する評価を把握することが必要であり、当該情報の情報提供者が限られること、加えて、引受候補証券会社の評価に際しても、債券全般の引受実績を用いる必要があり、当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。  | 1,953,000           | 1,953,000           | 100.00% | -        | 機構が発行する債券のうちMBSとSBについては、債券市場から資金を調達している。必要な資金を確実に調達する上では、債券市場における機構の起債運営に対する評価を把握することが必要であり、当該情報の情報提供者が限られること、加えて、引受候補証券会社の評価に際しても、債券全般の引受実績を用いる必要があり、当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。 | 12                   |    |
| NHK受信料              | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 日本放送協会<br>東京都渋谷区神南2-<br>2-1                 | 会計規程第25条第1項<br>放送法に基づき契約の相手先が一に限られるため、同社と随意契約したものである。  | 1,106,595           | 1,106,595           | 100.00% | -        | 放送法に基づき契約の相手先が一に限られるため、同社との随意契約によらざるをえないものである。  | 1                    |    |
| ファームバンキング利用に係る振込手数料 | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 株式会社三菱東京UFJ銀行<br>東京都千代田区神田<br>鍛冶町3-6-3      | 会計規程第25条第1項<br>本件は、ファームバンキングを利用して機構の資金決済を行うための契約である。機構の事業実施にあたっては、資金決済リスクを抑制し、安定的に資金決済を実施することが必要である。特に、証券化支援事業では、決済リスクが顕在化した場合、機構の信用力の低下及びそれに伴う資金調達コストの上昇を招き、債券市場及び証券化支援事業の事業運営に大きな影響を及ぼすことから、同社と随意契約したものである。                                | 45,122,595          | 振込手数料<br>157.5円/件ほか | 100.00% | -        | 機構の事業実施にあたっては、資金決済リスクを抑制し、安定的に資金決済を実施することが必要である。特に、証券化支援事業では、決済リスクが顕在化した場合、機構の信用力の低下及びそれに伴う資金調達コストの上昇を招き、債券市場及び証券化支援事業の事業運営に大きな影響を及ぼすことから、同社との随意契約によらざるをえないものである。                         | 19                   |    |
| 登記情報サービスの利用         | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 財団法人民事法律協会<br>東京都千代田区神田<br>淡路町2-8-5         | 会計規程第25条第1項<br>機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同社と随意契約したものである。  | 1,960,000           | 利用料金<br>465円/件ほか    | 100.00% | 0        | 機構業務の実施にあたり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため、同社との随意契約によらざるをえないものである。   | 12                   |    |
| 事務所賃貸借              | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 日本生命保険相互会社<br>東京都千代田区丸の内1-6-6               | 会計規程第25条第1項<br>すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。  | 契約当事者間の<br>約定により非公表 | 契約当事者間の<br>約定により非公表 | ---     | -        | すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。  | 5                    |    |
| マンション市場情報サービスの利用    | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 株式会社長谷工アー<br>ベスト<br>東京都港区芝2-32-<br>1        | 会計規程第25条第1項<br>本件は、業務上必要なマンション市場情報の提供サービスを受けるものである。<br>機構では、平成21年度以降、首都圏におけるマンションの新築・中古市場、供給事業者、購入者等お客様に関する動向やニーズ等をリアルタイムに把握するための基礎データとして、同社から提供されるレポートを使用してきているところであるが、これらのデータについては当該レポートでしか把握・分析できないものであるため、当該情報を提供することが可能な同社と随意契約したものである。 | 1,260,000           | 1,260,000           | 100.00% | -        | 首都圏におけるマンションの新築・中古市場、供給事業者、購入者等お客様に関する動向やニーズ等をリアルタイムに把握するための基礎データとして、同社から提供されるレポートを使用してきているところであるが、これらのデータについては当該レポートでしか把握・分析できないものであるため、当該情報を提供することが可能な同社と随意契約したものである。                   | 12                   |    |
| ガス                  | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 東京ガス株式会社<br>東京都港区湾岸1-<br>5-20               | 会計規程第25条第1項<br>提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。  | 1,563,573           | 1,563,573           | 100.00% | -        | 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるをえないものである。  | 8                    |    |

| 契約名称及び内容           | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地   | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                          | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由   | 予定価格       | 契約金額             | 落札率     | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------|------------------------------|-----------|--|---|------------|------------------|---------|----------|--|----------------------|----|
| 水道                 | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 東京都水道局<br>東京都新宿区西新宿2-8-1                   | 会計規程第25条第1項<br>提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。   | 9,818,355  | 9,818,355        | 100.00% | -        | 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。   | 8                    |    |
| 後納郵便               | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-3-2                | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。  | 53,113,464 | 53,113,464       | 100.00% | -        | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。                         | 9                    |    |
| 後納郵便               | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-3-2                | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。  | 1,860,000  | 1,860,000        | 100.00% | -        | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。                         | 9                    |    |
| 後納郵便               | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-3-2                | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。  | 3,244,135  | 3,244,135        | 100.00% | -        | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。                         | 9                    |    |
| 登記事項証明書等交付手数料      | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 東京法務局<br>東京都千代田区九段南1-1-15                  | 会計規程第25条第1項<br>行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。   | 11,662,000 | 11,662,000       | 100.00% | -        | 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。                               | 1                    |    |
| インターネット回線利用料       | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 東日本電信電話株式会社<br>東京都新宿区西新宿3-19-2             | 会計規程第25条第1項<br>本件は、インターネット利用のため、ADSL回線使用料を契約相手方に支払うものである。一般競争入札により調達したホームページサーバホスティングサービスを行うプロバイダとの契約において指定されたインターネット回線事業者であるため、同社と随意契約したものである。 | 1,086,120  | 1,086,120        | 100.00% | -        | 一般競争入札により調達したホームページサーバホスティングサービスを行うプロバイダとの契約において指定されたインターネット回線事業者であることから、同社との随意契約によらざるを得ないものである。 | 19                   |    |
| 個人信用情報利用に係る通信回線利用料 | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 株式会社日本信用情報機構<br>東京都千代田区神田多町2-1             | 会計規程第25条第1項<br>本件は、株式会社日本信用情報機構の個人信用情報の利用のために必要な通信回線に係る契約である。利用に当たり回線事業者が指定されているため、同社と随意契約したものである。  | 2,268,000  | 12,600円/回線<br>ほか | 100.00% | -        | 個人信用情報機関との契約により、契約相手先が指定されていることから随意契約によらざるを得ないものである。   | 19                   |    |
| 個人信用情報利用に係る通信回線利用料 | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社<br>東京都千代田区内幸町1-1-6 | 会計規程第25条第1項<br>本件は、全国銀行協会の個人信用情報の利用のために必要な通信回線に係る契約である。利用に当たり回線事業者が指定されているため、同社と随意契約したものである。  | 1,239,492  | 735円/回線<br>ほか    | 100.00% | -        | 個人信用情報機関との契約により、契約相手先が指定されていることから随意契約によらざるを得ないものである。   | 19                   |    |
| 借上宿舍               | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 個人情報保護法により非公表                              | 会計規程第25条第1項<br>当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。  | 2,664,000  | 2,664,000        | 100.00% | -        | 当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。                             | 19                   |    |
| 借上宿舍               | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10 | 平成22年4月1日 | 個人情報保護法により非公表                              | 会計規程第25条第1項<br>当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。  | 2,784,000  | 2,784,000        | 100.00% | -        | 当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。                             | 19                   |    |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地         | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                  | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由  | 予定価格      | 契約金額      | 落札率     | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------|------------------------------------|-----------|------------------------------------|--|-----------|-----------|---------|----------|--|----------------------|----|
| 借上宿舎     | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年4月1日 | 個人情報保護法により非公表                      | 会計規程第25条第1項<br>当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。   | 2,784,000 | 2,784,000 | 100.00% | -        | 当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。 | 19                   |    |
| 借上宿舎     | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年4月1日 | 個人情報保護法により非公表                      | 会計規程第25条第1項<br>当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。   | 2,736,000 | 2,736,000 | 100.00% | -        | 当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。 | 19                   |    |
| 借上宿舎     | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年4月1日 | 個人情報保護法により非公表                      | 会計規程第25条第1項<br>当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。   | 3,060,000 | 3,060,000 | 100.00% | -        | 当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。 | 19                   |    |
| 借上宿舎     | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年4月1日 | 個人情報保護法により非公表                      | 会計規程第25条第1項<br>当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。   | 3,060,000 | 3,060,000 | 100.00% | -        | 当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。 | 19                   |    |
| 借上宿舎     | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年4月1日 | 有限会社オオスミブランニング<br>静岡県浜松市東区西塚町311-7 | 会計規程第25条第1項<br>当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。   | 1,560,000 | 1,560,000 | 100.00% | -        | 当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。 | 19                   |    |
| 借上宿舎     | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年4月1日 | 個人情報保護法により非公表                      | 会計規程第25条第1項<br>当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。   | 2,712,000 | 2,712,000 | 100.00% | -        | 当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。 | 19                   |    |
| 借上宿舎     | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年4月1日 | 個人情報保護法により非公表                      | 会計規程第25条第1項<br>人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。 | 2,232,000 | 2,232,000 | 100.00% | -        | 当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。   | 19                   |    |
| 借上宿舎     | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年4月1日 | 個人情報保護法により非公表                      | 会計規程第25条第1項<br>人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。 | 2,088,000 | 2,088,000 | 100.00% | -        | 当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。   | 19                   |    |
| 借上宿舎     | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年4月1日 | 個人情報保護法により非公表                      | 会計規程第25条第1項<br>人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。 | 2,088,000 | 2,088,000 | 100.00% | -        | 当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。   | 19                   |    |
| 借上宿舎     | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年4月1日 | 個人情報保護法により非公表                      | 会計規程第25条第1項<br>人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。 | 1,080,000 | 1,080,000 | 100.00% | -        | 当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。   | 19                   |    |
| 電気       | 契約担当役 吉村正弘<br>北海道札幌市中央区北3条西13-3-13 | 平成22年4月1日 | 北海道電力株式会社<br>北海道札幌市中央区大通東1-2       | 会計規程第25条第1項<br>提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。                          | 1,650,000 | 1,650,000 | 100.00% | -        | 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社との随意契約によらざるをえないものである。                       | 8                    |    |

| 契約名称及び内容    | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地         | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                                | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由   | 予定価格            | 契約金額            | 落札率     | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------|------------------------------------|-----------|--|---|-----------------|-----------------|---------|----------|--|----------------------|----|
| 後納郵便        | 契約担当役 吉村正弘<br>北海道札幌市中央区北3条西13-3-13 | 平成22年4月1日 | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-3-2                      | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。    | 4,860,000       | 4,860,000       | 100.00% | -        | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。                     |                      | 9  |
| 後納郵便        | 契約担当役 麻生隆<br>宮城県仙台市青葉区片平1-3-18     | 平成22年4月1日 | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-3-2                      | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。    | 8,000,000       | 8,000,000       | 100.00% | -        | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。                     |                      | 9  |
| ガス          | 契約担当役 池谷文雄<br>愛知県名古屋市中種区新栄3-20-16  | 平成22年4月1日 | 東邦ガス株式会社<br>愛知県名古屋市中種区桜田町19-18                   | 会計規程第25条第1項<br>提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。                               | 2,350,637       | 2,350,637       | 100.00% | -        | 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社との随意契約によらざるを得ないものである。   |                      | 8  |
| 水道          | 契約担当役 池谷文雄<br>愛知県名古屋市中種区新栄3-20-16  | 平成22年4月1日 | 名古屋上下水道局<br>愛知県名古屋市中区三の丸3-1-1                    | 会計規程第25条第1項<br>提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。                               | 1,228,332       | 1,228,332       | 100.00% | -        | 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社との随意契約によらざるを得ないものである。   |                      | 8  |
| 後納郵便        | 契約担当役 池谷文雄<br>愛知県名古屋市中種区新栄3-20-16  | 平成22年4月1日 | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-3-2                      | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。    | 4,806,065       | 4,806,065       | 100.00% | -        | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。                     |                      | 9  |
| 事務所清掃       | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20   | 平成22年4月1日 | ファースト・フアンリ<br>ティーズ・ウエスト株式会社<br>大阪府大阪市中央区本町4-4-24 | 会計規程第25条第1項<br>契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。              | 6,795,000       | 6,795,000       | 100.00% | -        | 契約相手方が、賃貸人と締結した基本協定書、建物維持管理協定書等に基づき、共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約によらざるを得ないものである。 |                      | 5  |
| 事務所賃貸借      | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20   | 平成22年4月1日 | 関電不動産株式会社<br>京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614           | 会計規程第25条第1項<br>すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。               | 契約当事者間の約定により非公表 | 契約当事者間の約定により非公表 | ---     | -        | すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。                                       |                      | 5  |
| 事務所賃貸借      | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20   | 平成22年4月1日 | 中央三井信託銀行株式会社<br>東京都港区芝3-33-1                     | 会計規程第25条第1項<br>すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。               | 3,700,000       | 3,700,000       | 100.00% | -        | すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。                                       |                      | 5  |
| 後納郵便        | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20   | 平成22年4月1日 | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-3-2                      | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。    | 16,000,000      | 16,000,000      | 100.00% | -        | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。                     |                      | 9  |
| 登記情報サービスの利用 | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20   | 平成22年4月1日 | 財団法人民事法律協<br>会<br>東京都千代田区神田淡路町2-8-5              | 会計規程第25条第1項<br>機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同社と随意契約したものである。 | 1,500,000       | 1,500,000       | 100.00% | 0        | 機構業務の実施にあたり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため、同社との随意契約によらざるを得ないものである。                          |                      | 12 |
| 後納郵便        | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20   | 平成22年4月1日 | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-3-2                      | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。    | 6,000,000       | 6,000,000       | 100.00% | -        | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。                     |                      | 9  |

| 契約名称及び内容       | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地       | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所               | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由  | 予定価格       | 契約金額                    | 落札率     | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------|----------------------------------|------------|---------------------------------|--|------------|-------------------------|---------|----------|--|----------------------|----|
| 事務所、倉庫、駐車場の賃貸借 | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成22年4月1日  | 金沢中央ビルディング株式会社<br>石川県金沢市丸の内4-12 | 会計規程第25条第1項<br>すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。              | 30,000,000 | 30,000,000              | 100.00% | -        | すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。                     | 5                    |    |
| 事務所清掃          | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成22年4月1日  | 中部ビル管理株式会社<br>石川県金沢市片町2-2-15    | 会計規程第25条第1項<br>契約相手方がビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。                              | 2,000,000  | 清掃費<br>157,500円/月<br>ほか | 100.00% | -        | 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約によらざるをえないものである。             | 5                    |    |
| 後納郵便           | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成22年4月1日  | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-3-2     | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 | 3,000,000  | 3,000,000               | 100.00% | -        | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約によらざるをえないものである。 | 9                    |    |
| 後納郵便           | 契約担当役 金子道雄<br>広島県広島市中区基町8-3      | 平成22年4月1日  | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-3-2     | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 | 4,795,050  | 4,795,050               | 100.00% | -        | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約によらざるをえないものである。 | 9                    |    |
| 事務所、駐車場の賃貸借    | 契約担当役 渡辺公雄<br>福岡県福岡市中央区天神4-1-37  | 平成22年4月1日  | 株式会社第一ビルディング<br>東京都中央区晴海1-8-10  | 会計規程第25条第1項<br>すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。              | 2,129,400  | 2,129,400               | 100.00% | -        | すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。                     | 5                    |    |
| 後納郵便           | 契約担当役 渡辺公雄<br>福岡県福岡市中央区天神4-1-37  | 平成22年4月1日  | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-3-2     | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 | 8,750,000  | 8,750,000               | 100.00% | -        | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約によらざるをえないものである。 | 9                    |    |
| 後納郵便           | 契約担当役 渡辺公雄<br>福岡県福岡市中央区天神4-1-37  | 平成22年4月1日  | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-3-2     | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 | 4,860,000  | 4,860,000               | 100.00% | -        | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約によらざるをえないものである。 | 9                    |    |
| 登記事項証明書等交付手数料  | 契約担当役 渡辺公雄<br>福岡県福岡市中央区天神4-1-37  | 平成22年4月2日  | 福岡法務局<br>福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15      | 会計規程第25条第1項<br>行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。          | 1,596,000  | 1,596,000               | 100.00% | -        | 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。         | 1                    |    |
| 登記事項証明書等交付手数料  | 契約担当役 麻生隆<br>宮城県仙台市青葉区片平1-3-18   | 平成22年4月15日 | 仙台法務局<br>宮城県仙台市宮城野区名掛丁128       | 会計規程第25条第1項<br>行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。          | 1,577,300  | 1,577,300               | 100.00% | -        | 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。         | 1                    |    |
| 登記事項証明書等交付手数料  | 契約担当役 渡辺公雄<br>福岡県福岡市中央区天神4-1-37  | 平成22年4月20日 | 熊本法務局<br>熊本県熊本市大江3-1-53         | 会計規程第25条第1項<br>行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。          | 1,085,000  | 1,085,000               | 100.00% | -        | 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。         | 1                    |    |

| 契約名称及び内容         | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地         | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由  | 予定価格       | 契約金額       | 落札率     | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------|------------------------------------|------------|----------------------------------|--|------------|------------|---------|----------|--|----------------------|----|
| 登記事項証明書等交付手数料    | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年4月28日 | 前橋法務局<br>群馬県前橋市大手町2-10-5         | 会計規程第25条第1項<br>行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。  | 1,267,000  | 1,267,000  | 100.00% | -        | 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。   | 1                    |    |
| 登記事項証明書等交付手数料    | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年5月7日  | 東京法務局<br>東京都千代田区九段南1-1-15        | 会計規程第25条第1項<br>行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。  | 11,573,100 | 11,573,100 | 100.00% | -        | 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。   | 1                    |    |
| 登記事項証明書等交付手数料    | 契約担当役 池谷文雄<br>愛知県名古屋市中区新栄3-20-16   | 平成22年5月18日 | 名古屋法務局<br>愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1      | 会計規程第25条第1項<br>行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。  | 1,750,000  | 1,750,000  | 100.00% | -        | 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。   | 1                    |    |
| 登記事項証明書等交付手数料    | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20   | 平成22年5月18日 | 大阪法務局<br>大阪府大阪市中央区谷町2-1-17       | 会計規程第25条第1項<br>行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。  | 1,242,500  | 1,242,500  | 100.00% | -        | 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。   | 1                    |    |
| 借上宿舍             | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年5月31日 | 個人情報保護法により非公表                    | 会計規程第25条第1項<br>人事異動に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。   | 2,400,000  | 2,400,000  | 100.00% | -        | 当該借上宿舍は、人事異動に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため随意契約したものである。   | 19                   |    |
| 登記事項証明書等交付手数料    | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年6月4日  | 東京法務局<br>東京都千代田区九段南1-1-15        | 会計規程第25条第1項<br>行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。  | 11,452,000 | 11,452,000 | 100.00% | -        | 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。   | 1                    |    |
| イベント出展料          | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20   | 平成22年6月9日  | 株式会社産業経済新聞社<br>大阪府大阪市浪速区湊町2-1-57 | 会計規程第25条第1項<br>本件は、「マイホーム応援フェア2010」において、フラット35のPRを目的としてブースを出展するため、当該イベントを主催する同社と随意契約したものである。                                       | 3,150,000  | 3,150,000  | 100.00% | -        | 契約相手先が主催するイベントにおいて、フラット35のPRを目的としてブースを出展するため、契約相手先との随意契約によらざるをえないものである。  | 19                   |    |
| フラット35に関する新聞広告   | 契約担当役 吉村正弘<br>北海道札幌市中央区北3条西13-3-13 | 平成22年6月10日 | 北海道マイホームセンター<br>北海道札幌市豊平区豊平1-10  | 会計規程第25条第1項<br>本件は、全国一斉相談会にかかる広告である。当該相談会を同社が主催するイベントに参加して実施するものであり、イベント全体の広告枠は同社が保有していたことから、当該イベントと連携した広告枠を唯一提供できる同社と随意契約したものである。 | 1,500,000  | 1,500,000  | 100.00% | -        | 全国一斉相談会を同社が主催するイベントに参加して実施するものであり、イベント全体の広告枠は同社が保有していたため、当該イベントと連携した広告枠を唯一提供できる契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。      | 19                   |    |
| 平成22年度「住生活月間」協賛金 | 契約担当役 遠藤順次<br>東京都文京区後楽1-4-10       | 平成22年6月18日 | 住生活月間実行委員会<br>東京都千代田区神田小川町1-11   | 会計規程第25条第1項<br>住生活月間実行委員会が事業を行うための費用は会員からの協賛金等で賄われており、機構は住生活月間実行委員会の構成団体として、平成22年度住生活月間の協賛金を負担する必要があることから当委員会と随意契約したものである。         | 1,100,000  | 1,100,000  | 100.00% | -        | 住生活月間実行委員会が事業を行うための費用は会員からの協賛金等で賄われており、機構は住生活月間実行委員会の構成団体として、平成22年度住生活月間の協賛金を負担する必要があることから、随意契約によらざるをえないものである。 | 19                   |    |

| 契約名称及び内容      | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地       | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所          | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由   | 予定価格      | 契約金額      | 落札率     | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------|----------------------------------|------------|----------------------------|---|-----------|-----------|---------|----------|--|----------------------|----|
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 渡辺公雄<br>福岡県福岡市中央区天神4-1-37  | 平成22年6月18日 | 福岡法務局<br>福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15 | 会計規程第25条第1項<br>行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。 | 1,589,000 | 1,589,000 | 100.00% | -        | 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。 | 1                    |    |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 渡辺公雄<br>福岡県福岡市中央区天神4-1-37  | 平成22年6月23日 | 熊本法務局<br>熊本県熊本市大江3-1-53    | 会計規程第25条第1項<br>行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。 | 1,085,000 | 1,085,000 | 100.00% | -        | 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。 | 1                    |    |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 麻生隆<br>宮城県仙台市青葉区片平1-3-18   | 平成22年6月24日 | 仙台法務局<br>宮城県仙台市宮城野区名掛丁128  | 会計規程第25条第1項<br>行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。 | 1,580,800 | 1,580,800 | 100.00% | -        | 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。 | 1                    |    |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成22年6月30日 | 大阪法務局<br>大阪府大阪市中央区谷町2-1-17 | 会計規程第25条第1項<br>行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。 | 1,960,000 | 1,960,000 | 100.00% | -        | 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。 | 1                    |    |

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成22年10月末時点の情報に基づき作成。